

掛川市告示第97号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。  
その関係図面は、令和4年10月20日から2週間掛川市役所において一般の縦覧に供する。

令和4年10月20日

掛川市長 久保田 崇

路線番号	路線名	供用開始起点	供用開始終点	供用開始の期日
18481	神田一丁田西支線	下垂木字一丁田1857-13	下垂木字一丁田1857-9	令和4年10月20日
18482	久根ノ内7号線	葛川字大ヶ町310-3	葛川字大ヶ町306-5	令和4年10月20日